

最高人民法院の国家知的財産戦略の 徹底実施における若干問題に関する意見

2009年3月30日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院の国家知的財産戦略の徹底実施における若干問題に関する意見 法発[2009]16号

中国共産党第17回全国代表大会（十七大）で知的財産戦略の実施が明確に打ち出された。国務院は2008年6月5日に「国家知的財産戦略綱要」（以下、「綱要」）を公布し、国家知的財産戦略の実施を決定した。国家知的財産戦略を着実に遂行することは、全国の法院が突きつけられた長期的で差し迫った重要任務である。各級の人民法院は鄧小平理論と「三つの代表」の重要思想を指針としなければならない、実践科学発展観を深く学び、「三つの至上」の指導思想を終始堅持し、「大局に奉仕する、人民の司法」の任務テーマをしっかりと認識し、知的財産の司法保護システムの建設を全面的に強化し、知的財産保護における司法の主導的役割を十分発揮し、創新型国家と小康社会建設のために強力な司法保障を提供する。国家知的財産戦略の要求に基づき、人民法院の知的財産に関する司法保護業務の実際と結びつけ、以下の意見を制定する。

一、国家知的財産戦略実施の重大意義を十分に認識し、人民法院は知的財産の司法保護に対する責任と使命感を強める。

1. 知的財産戦略の実施は、自主创新能力を高め、創新型国家を建設し、国民経済の更なる発展を促進することである。これは、国家の発展戦略の中心であり、総合国力向上のキープポイントである。知的財産戦略の実施は、改革開放の新時期に、中国共産党中央委員会と国務院が、自主创新能力の向上と創新型国家建設の要求に基づき打ち出した重大戦略で、国家の前途と民族の未来に関わる大事である。目下、実体経済に広がる国際経済危機に対し、知的財産保護の強化と自主创新能力の向上、創新型国家の建設の重要性を更に強調させる。各級の人民法院は科学発展観を着実に実行する高度から、我が国の経済社会文化自身の発展要求と知識経済の迅速な発展、経済のグローバル化プロセスの加速の角度から、知的財産戦略を深く理解することは、我が国が知的財産を積極的に運用し、経済発展の社会進歩を促進するための重要な国家戦略である。我が国の自主創造新能力の強化、社会主義市場経済体制の完成、企業の市場競争力の強化と国家の核心競争力の向上、対外開放の拡大などに有利であることなどの面から、知的財産戦略の実施を深く理解することは、創新型国家建設の切実なニーズであり、経済発展に転化するために必ず通らなければならない道であり、国家の核心競争力を高める重要な行動である。創造の奨励、有効的な運用、法に基づいた保護、科学的管理の面から国家の知的財産戦略の実施の指導思想と基本精神を深く理解しなければならない。

2. 国家の知的財産戦略を徹底的に実施することは、人民法院の大局的な司法業務における重要使命である。党と国家のための全体的な任務は、人民法院の知的財産保護に対する重要な出発点と立脚点である。各級人民法院は情勢を明確に認識し、任務を明確にしなければならない、高度な政治責任感と歴史使命感を以って、国家の知的財産戦略の徹底実施の自覚性と不動性を強め、党委員の指導、全国人民代表大会及び常務委員会の監督、政府支持、政治協商会議及び社会各界の関心によって、機会を掴み、難関を突破し、積極的に進取し、指導の強化にいっそう力を入れ、計画的に順序を立てて、国家の知的財産戦略に関連する人民法院の業務要求の着実な遂行と各戦

略措置の順調な実施を確実に保証し、人民法院に国家の知的財産戦略の実施過程での効果を積極的に発揮させる。

二、知的財産保護における司法の主導的役割を十分に発揮し、创新型国家建設を保障する。

3. 人民法院の知的財産司法保護システムの建設に力を入れ、知的財産保護における司法の主導的役割を十分に発揮する。新しい情勢と新しい任務、我が国の知的財産保護における実際の状況に基づき、「綱要」は「司法保護システム建設強化」と「知的財産保護における司法の主導的役割」を国家知的財産戦略の重点に組み入れる。これは、我が国の司法に対する知的財産保護における職能機能の基本的な位置付けで、全体の局面と国家発展戦略の高度から、我が国の知的財産の司法保護に対し出された切なる期待と新しい要求である。人民法院は国家知的財産戦略を徹底的に実施し、知的財産の司法保護における主導的役割の自覚性と積極性を更に発揮しなければならない。创新型国家建設の保障と促進を基本目標として、知的財産の審判を高く重視、全面的に強化、各地的財産審判の職能機能を十分に発揮し、知的財産の司法保護力を適切に拡大し、人民法院の知的財産保護の総合的な効能を高め、革新を激励しリードする知的財産の司法保護環境を創ることに努める。科学発展に関する影響と制約の解決に努め、司法水準の司法効率を向上させ、適時に司法解釈と司法政策を打ち出し、健全な知的財産に関する訴訟制度を作り上げ、知的財産司法保護制度の完成に力を入れなければならない。科学発展に有利で知的財産事件の特徴に符合する裁判体制と職務機能の構築に力を入れ、知的財産の審判機能の配置を全面的に最適化し、知的財産の裁判員のレベルを全体的に向上させ、人民法院の知的財産の司法保護能力を大幅に向上させなければならない。

4. 各知的財産権審判の職能機能を十分に発揮し、各知的財産権の司法保護を全面的に強化する。法律の執行と事件処理を最も重要な任務とし、知的財産審判の質と効率を高め、各事件が全て法律に照らして適時に審判され、有効に執行することができるよう努め、知的財産司法保護の公信力と権威性を高め、法院は物件の所有権を明確にする終局的役割を適切に体现し、一般大衆の革新における権益を最大限に保護し、知的財産領域の公平正義を実現する。刑事、民事、行政審判の職能を十分に用い、知的財産審判の全体的な効能を大いに発揮し、各知的財産に全面的に有効な司法保護を提供する。法律に照らして各知的財産侵害犯罪を厳しく処罰し、各刑事制裁措置を総合的に用い、刑事審判における懲罰と知的財産に関する犯罪の予防の働きを十分に発揮する。法律に照らして各種知的財産に関わる民事法律関係を調整し、合理的に当事者の権利義務の境を正し、積極的に民事救済措置を講じ、各知的財産紛争の解決における民事裁判の主導作用を十分に発揮する。法に照らして行政は相手方の合法的権益を保護し、各関連行政主管機関が、法に照らして各自の職権範囲内での知的財産の行政法執行と行政管理職責を履行していることを監督、管理し、行政審判の監督と知的財産の行政法執行保護の職能サポートを十分に発揮する。

5. 知的財産の司法救済手段を総合的に用い、知的財産司法保護の有効性を強化する。法に照らして当事者が担うべき各種法律責任を確定し、各種救済手段を積極的に講じ、知的財産に対し全面的な有効的保護を行う。経済損失の賠償判決と権利侵害停止命令、影響の除去と謝罪などに

よって、権利人に対し物質的、精神的、金銭的、非金銭的な総合救済を与える。最終公判判決と訴訟前、訴訟中の臨時措置裁定などによって、権利人に現実的、臨時的な司法救済を与える。罰金刑や財産没収、民事制裁措置を講じるなどの判決を下すことによって、権利侵害人が再び権利を侵害する能力を剥奪し、再犯の危険性を取り除く。特に権利侵害制裁と権利救済の働きを発揮し、全面的な賠償原則を堅持し、法に照らして賠償力を強め、悪質な権利侵害、権利侵害を繰り返す、権利侵害の規模化などの重大な権利侵害行為の賠償責任を強め、権利人が十分な損害賠償を確保できるよう努め、当事者の合法権益の実現を確かに保証する。

6.知的財産の法律適用基準を適時はっきりさせ、知的財産保護における司法の導く役割を有効的に発揮する。知的財産司法保護の中の法律適用ニーズに基づき、審判の実践経験を真摯に総括し、司法解釈を適時発表し、司法基準を統一し、法律の正確な適用と知的財産の有効的な保護を確実に保証するため、操作性基準根拠を適時提供する。深く調査研究を行い、経済社会発展における司法保護任務に準じた結合点と重点を探し、有効な形式によって、司法政策を明確にし、司法指導を強化、経済社会文化発展を積極的にリードする。中国の国情に符合した知的財産の司法実例における指導制度の構築を加速し、規範自由裁量権の行使と法律適用基準の統一での機能において指導性実例を十分に発揮し、裁量過程の随意性を減らす。法に照らして複雑で判断が難しい知的財産紛争と新しいタイプの知的財産紛争を受理、適切に裁決し、企業と社会に価値判断と行政指導を行い、新興産業発展の規範化と促進を図る。知的財産裁判の道理性を強化し、裁判文書を公開し、審判の全過程の公開を実現し、司法裁判の教育と指導作用を発揮し、当事者の訴訟取り下げを促し、当事者以外のものが類似する矛盾、紛争を自ら解決するよう導く。

7.人民法院はその他司法機関と知的財産の行政法執行機関との間での協力を強化するよう努め、知的財産の全体的な合成力の形成を押し進める。公安、検察機関と知的財産の司法プロセス中での協力を強め、法に照らして知的財産の刑事事件を受理、裁判し、刑事保護力を適切に拡大する。工商、著作権、特許などの行政主管部門と知的財産の行政法執行プロセス上のつながりを強化し、司法保護と行政保護の相互優勢と良性の相互作用を実現する。知的財産、外事、ビジネス、科学技術、情報産業、報道、宣伝などの総合部門と知的財産保護での交流・調和を強め、我が国の知的財産保護の影響力を拡大する。

三、法律に基づき各知的財産事件をしっかりと審理し、知的財産の司法保護力を確実に拡大する。

8.様々な重大関係において全体と併せて各方面の利益も考慮し、「綱要」で打ち出した各項と特定項目を人民法院の関連部門が着実に遂行することを確実に保証し、知的財産審判の全面的協力で持続的な発展を実現する。一つには、法律の執行と全体的任務の関係をしっかりと処置し、憲法と法律至上を堅持し、法定職責を履行し、司法法律、司法手順と司法方式に従い、法律に照らして厳格に事件を処理し、公正な司法を成し遂げ、法律の權威を守らなければならない。また、大局意識とマクロ的思惟を強め、一部利益と全体的利益の関係を正確に処理し、事件処理の法律効果と社会効果の有機的統一を実現するよう努め、正確な政治方向を確かに保証する。二つには、

私権保護と公共利益擁護の関係をしっかりと処理し、私権保護意識と私権保護法則の尊重を強化し、法律に基づき当事者の合法権益を保護し、私権の保護によりイノベーションを奨励する知的財産制度の目標を実現する。また、合理的に知的財産の限界を定め、法律に従い公共利益が定める強制的規範を保護し、私権と公共利益のバランスを確保し、公共秩序を守らなければならない。三つには、法律に照らして保護と適度な保護の関係をしっかりと処理し、我が国の経済社会と科学技術文化の発展状況を十分に考慮、把握し、司法政策と自由裁量、法律適用技術を上手く利用し、司法保護を合法かつ適度にさせる。科学技術創新と経済発展を奨励することができ、かつ知識を広め活用を促進するために有利である。イノベーション効果と権益を確実に保護することができ、また企業の自主创新能力向上を促進することができる。四つには、権利保護と濫用防止の関係をしっかりと処理し、知的財産の保護力を強め、偽ブランド品や海賊版などの重大な権利侵害行為を厳格に取り締まり、全力を上げ権利と利益の保全コストを下げ、権利を侵すことによる代価を大幅に上げ、権利侵害行為を有効的に抑止し、権利人と消費者の合法権益を確実に保護し、公平競争の市場秩序を守らなければならない。また、知的財産の濫用を防止し、法律に照らして先使用权、現有技術、翻意禁止、合理的使用などの抗弁自由を審査し、独占行為を制止し、法律に基づき権利不侵害と訴訟濫用、賠償不払いの訴えを受理、審査し、知的財産を濫用し訴訟プロセスを乱す競争相手、競争の排除と制限、イノベーションを阻害する行為を規制し、社会公衆の合法権益を守らなければならない。

9.特許権の司法保護を強化し、技術創新権益を保障、自主創新を促進する。我が国の国情から、国家戦略のニーズを発展方向とし、法律に照らして特許権を保護し、我が国の科学技術の発展段階と産業の知的財産政策に基づき、合理的な権利保護範囲と強さをはっきりと定め、権利人と使用者、社会公衆間の利益構造のバランスをとり、科学技術創新活動における知的財産司法政策の誘導効果を強化する。経済成長に対する突破的促進効果、独自の知的財産を持つ核心技術の保護度を拡大し、ハイテク技術産業と新興産業の発展を促進し、我が国の自主创新能力と国家の核心競争力の増大を促進する。特許権侵害の判定基準を絶えず完全なものにしていき、特許権の保護範囲を正確に確定し、特許権侵害行為を正しく認定し、法律に照らして特許権を保護すると同時に、特許権の保護範囲の不適当な拡大や、イノベーションの余地を縮小、イノベーション能力と公共利益を損害することを防止する。特許権利要求の解釈を厳格にし、権利要求の公表と境界を引くことを尊重し、侵害と同等か侵害とみなす行為の関係を適切に処理し、侵害とみなす行為の適用条件をしっかりと把握し、適用範囲を合理的に確定し、過度の適用を防止する。人民陪審員、専門家証人、専門家諮問、技術鑑定の効果重視し、各種手段と方法により専門技術で事実認定の問題を有効に解決する。

10.商標権の司法保護を強化し、商標の信用を守り、独自ブランドの形成を推進する。商標事件の審判を通じて、企業の商標戦略の実施をサポート、指導し、経営において独自の商標の積極的、規範的な使用を促進し、独自ブランドの形成とブランド経済の発展を促進する。商標を偽る、悪意のある模倣などの権利侵害行為に対し厳しく制裁を行い、権利侵害の法律責任を厳格に適用し、商標権利者と消費者の利益を保証し、公平競争の市場秩序を守る。商標権の法律的属性を正確に把握し、商標によって商品またはサービスの出所を認識し、商標権の範囲に合理的に境界を

引き、商標の顕著性の程度や知名度の大きさなどによって保護の度合いと範囲を確定し、商標権侵害判定での商標類似、商標近似、誤った指導による結果を正確に認定する。著名商標の司法認定と保護の法律位置付けを正しく把握し、事実認定、個別事件の認定、受動認定、などの司法原則を堅持し、法律に照らして著名商標を慎重に認定し、著名商標の絶対保護範囲を合理的に適切に確定し、関連事件の審判監督と業務指導を強化する。商標権の保護と特定産業の発展の関係を適切に処理し、商標権保護を重視し、かつ関連産業のレベルアップと発展を促進する。法に照らして地理標識とオリンピック標識、世界博覧会標識、特殊標識などに及ぶ事件を受理、適時にきちんと処理する。

11.著作権の司法保護を強化し、著作権者の合法権利を守り、国家のソフト・パワーを向上させる。海賊版や盗作などの著作権侵害行為に対し厳格に制裁を行い、侵害賠償力を拡大し、社会全体の著作権保護意識を高め、法に照らして著作権の保護と合理的使用、法定許可の関係の境界を合理的に定め、創作者と伝播者、利用者間の利益関係のバランスをとり、個人権と公共利益のバランスを確保し、人民の基本文化権益を保証する。報道出版、放送映画テレビ、文化芸術、文化娯楽、広告設計、工芸美術、コンピューターソフト、情報ネットワークなどの分野の著作権事件の審判を強化し、著作権関連産業の健全で秩序ある発展を推進し、文化イノベーションを促し、文化発展活力を強め、文化市場を繁栄させる。インターネットなどの新技術の発展、著作権保護の挑戦に有効的に対応し、ネットワーク環境下での著作権の司法保護の基準を正確に把握し、著作権保護と情報コミュニケーションの保障の関係を適切に処理し、ネットワーク新技術と新ビジネススタイルを有利に開発、運用しなければならず、情報コミュニケーションを促進し、かつネットワーク権利侵害の特徴と権利保護の困難を十分に考慮しなければならず、ネットワーク環境下の証拠原則を完全なものにし、特許権を有効に保障する。インターネットソフトの司法保護力を強化し、企業の市場開拓をサポートし、関連のアウトソーシングサービス産業の成長を促進する。

12.営業秘密の司法保護を強化し、企業権益と労働者の職業選択の自由を保護し、営業情報の安全と人材の合理的な流動を保障する。法に照らして窃取や不法な公表、また他人の営業秘密を使用する行為に制裁を行い、企業と営業秘密の権益を保護し、法律に基づき健全な営業秘密管理制度を構築し市場主体を導く。営業秘密と職業選択の自由、機密管理担当者の競業制限と人材の合理的な流動の関係の保護を適切に処理し、労働者の合法権益を守る。営業秘密事件の特徴に基づき、当事者の証拠開示責任を合理的に分配し、当事者と訴訟参加者の秘密保持義務を合理的に確定する。告発を受けた権利侵害者は自己の営業秘密の正当権益の保護に注意し、原告が訴権で得た他人の営業秘密を濫用することを防止する。

13.植物新品種権の司法保護を強化し、農業科学技術創新を奨励し、農業の発展を促進する。農業知的財産の保護を強化し、法に照らして植物新品種権と育種技術を保護し、独自の知的財産を持つ重要な農業科学技術成果と植物新品種の保護を拡大し、資源提供者、育種者、生産者、経営者間の利益関係を合理的に調整し、農業科学技術創新を奨励、現代農業経営方式への転換を推進し、農業発展を促進させ、農民の利益を保護し、農村の安定を守り、社会主義における新農村の建設を保障する。植物新品種の権利侵害の判定基準を正確に掌握し、繁殖材料の性状特性によ

って品種権の保護範囲を確定し、授権品種の繁殖材料の生産、販売あるいは重複使用を権利侵害行為とみなす。法に照らして民事責任を判定し、権利者の利益の実現を保障し、農民の合法権益の保護を重視し、育種者の免責、農民の免責などの権利制限のよって権利者と社会大衆の権利関係において合理的にバランスをとる。適時権利侵害を制止し権利侵害物品の再拡散を防ぎ、かつ資源浪費を避ける原則に基づき、権利侵害物品の処分における民事責任を慎重に適用しなければならない。種子の生産と販売の季節性特徴に対し、証拠保全措置の運用と即刻の関連証拠の確保を重視しなければならない。

14.特定領域における知的財産の司法保護を強化し、特殊資源を有効に保護し、我が国の特色及び優勢を守る。現行の法律規則と立法精神に基づき、遺伝資源と伝統知識、民間文芸及びその他全ての非物質的文化遺産を積極的に保護し、歴史と現実に基づき、発掘、整理、伝承、保護、開発、利用過程の各主体の利益関係の調和とバランスを公平、合理的にとり、関連情報を合理的に利用する。伝統医薬と伝統工芸の保護を強化し、伝統知識と民間文芸の発展を促進し、伝統資源を実際の生産力と市場競争力への転化を推進し、民族産業の優位性と地域の特色経済優位性を大きく発展させる。法に照らして集積回路の配置図設計の専用権を保護し、適時に司法救済を与え、集積回路産業の発展を促進する。

15.法に基づき不当競争行為を制止し、市場競争秩序を規範化し、統一の開放、競争、秩序のある現代市場システムの形成を推進する。有名商品や特有名称、包装、装飾の模倣、虚偽の宣伝、商業中傷などの不正競争事件をしっかりと審理し、企業名称（屋号）、商業外環、コンピューターネットワークのドメイン名などの新しい型の知的財産事件を積極的に受理し、全ての非誠実な模倣、便乗行為を制止し、市場の混乱と大衆を誤った方向へ導くことを避け、権利者と消費者の合法権益を確実に守り、誠実な競争と秩序のある競争を確保し、社会の信用システムの構築を促進する。法に照らして登録商標や企業名等に及ぶ先使用権での民事紛争を積極的に受理し、誠実で信用性のある、公平な競争の保護、先使用権の保護などの原則に従い、適切に裁決を与える。反不正競争防止法の立法精神と適用条件を正確に把握し、時代の変化と発展により市場で新しく出現する競争行為に対し、反不正競争防止法の原則規定を適用し規範と調整を与えなければならない。また厳格に法に照らし、法律に特定規定の無い競争行為に対し、公認の商業基準と一般認識により反不正競争防止法の原則規定を認定することができる場合以外は、不正競争行為であると認定してはならず、不正競争行為の方式範囲を不適當に拡大し、自由と公平な競争を妨げることを防ぐ。営業秘密が存在せずかつ法定、約定中の競争制限の競争領域が存在しないものに対し、安易に特定競争優勢の利用あるいは損害を理由とすることはできず、反不正競争防止法の原則規定を適用し反不正競争行為を認定する。

16.反独占審判を積極的に進め、市場の公平競争を保護し、消費者の権利と社会の利益を守る。民事訴訟法と独占禁止法の規定の受理条件に基づき、法に照らして当事者の独占行為により提起された民事訴訟を受理する。審判職責を確実に履行し、競争政策と産業政策の関係を適切に処理し、知的財産権を濫用する独占案件及びその他の独占案件をしっかりと審理し、独占行為を制止し、公平な競争を奨励し、外資導入の質を高め、経済構造の調整を促進し、国家の経済運行にお

ける健全な秩序を守る。反独占審判の調査、研究作業を強化し、審判経緯を真摯に総括し、司法原則と裁判基準、プロセスを適時明確にする。

17.知的財産の契約紛争を適切に処理し、安全な貿易を守り、イノベーション活用による知力活動成果を促進する。当事者の意思と自治を尊重し、契約の厳格性と有効性を守り、契約の解除条件を厳格にし、法に照らして違約行為に制裁を行う。法に照らして権利帰属紛争訴訟の時効を合理的に掌握し、職務成果と非職務成果の境界を正確に引き、研究開発者のイノベーション積極性を起こさせ、成果の転化を促進する。できるだけ取引リスクと取引コストを減少する精神に基づき、法に照らして知的財産の委託、提携、譲渡、許可、抵当などの法律関係と利益分配、責任負担の協力を引き、自主創新成果で知的財産化、商品化、産業化、市場化を促進する。特許経営契約紛争を積極的に受理し、知的財産の代理契約紛争を適切に処理する。

18.知的財産の訴訟前臨時措置申請をきちんと審査し、適時かつ慎重に裁定し、権利侵害を有効的に制止させる。訴訟前臨時措置の適時救済効果を発揮し、法定期限内に裁定と即時に執行を与えることを確実に保障する。商標と著作権侵害案件、特に模倣と海賊版などの明らかに権利を侵害しているまたは故意に権利を侵害している案件に対し、訴訟前に権利侵害停止措置を積極的に講じる。権利侵害の可能性の基準認定を厳格に掌握し、原則上おおむね確信できるレベルに達していなければならない。特許案件、特に発明と実用新案特許案件において、訴訟前の権利侵害提訴措置を講じることを慎重に決定する。当事者の起訴時或いは起訴中に出された臨時措置申請に対し、迅速に審査し、適時に裁定と執行を行う。証拠保全申請に対し、証拠リスクと申請人の証拠収集能力を重点的に考慮し、適時に裁定を下す。

19.知的財産の授権と使用権確認行為の差戻し再審を強化し、法に照らして授権条件を審査し、授権審査基準を統一、完全なものにする。事実認定と法律適用において特許や商標などの知的財産の授権と使用権確認行為に対して全面的な合法性審査を行い、行政主管機関は専門技術の事実判定にふさわしい尊重を与え、かつ関連する実質的授権条件に対し独立した審査判断を行い、法律に基づき差戻し再審の基本職責を全面的に履行する。行政主管機関の作業協力と業務交流を強化し、審理と審査基準の統一と完成を促進し、関連事件の法執行水準を向上させる。審判効率の向上に努め、適時法律に照らして権利の有効性を確認し、権利保護と利益実現の時効性を保障する。

20.知的財産の行政司法保護を強化し、法に照らして行政行為を監督し、法に照らした行政をサポートする。法に照らして各種の知的財産の行政案件を審理し、合法性の審査において知的財産の行政相手方の合法權益を保護し、また知的財産の行政管理秩序を守り、法に照らして行政機関が権利侵害行為に制裁を行うことをサポートし、知的財産の行政保護を促進する。行政機関による強制執行決定の申請は、執行条件に符合していることを審査してから、裁定並びに強制執行を行わなければならない。

21.知的財産の刑事司法保護力を拡大し、法に照らして知的財産権を侵害する犯罪行為に対し

厳しく制裁を加え、懲罰と抑止の効果を十分に体现する。法に照らして知的財産の刑事事件を受理し、また裁定を下し、偽りの登録商標と著作権侵害の犯罪行為の撲滅を更に進め、法に照らして主刑を適用すると同時に、罰金刑の適用と執行力を拡大し、違法所得への追徴、犯罪道具の接收、権利侵害製品の廃棄などの措置を講じて、経済上から権利人の再犯能力と条件を剥奪する。関係部門と協力し、権利侵害の再犯、グループ性権利侵害及び大規模な偽ブランド、海賊版などの行為に対し、計画的で重点的に知的財産保護を展開し、偽ブランド・海賊版現象を抑止する。知的財産侵害犯罪案件の適用刑罰の条件と基準を統一、規範にあわせ、懲罰と寛大を結合するの刑事政策を正確に把握する。法に照らして知的財産侵害の刑事自訴案件を審理し、被害者の刑事自訴権利を保障する。

22.知的財産の審判監督を強化し、当事者の上訴権を保障し、知的財産の司法公正を守る。裁判の既判力を十分に守り、また法定条件に符合させた事件を適時に再審し、公正な司法と法制統一の保護を確保する。裁定差戻審基準を統一し、裁判によって発生した効力に確実に間違いがあることを以って上級法院と本院の職権に基づいた差し戻し審基準とし、法定に符合した差し戻し審事由を以って当事者の申請に基づいて裁定の差し戻し審基準とする。適時で規範に合った聴取プロセスと根気強く丹念な審査説得作業によって、当事者に訴訟を取り下げさせえることができる。審査の質と効率の向上に努め、申請書や答弁意見などの審査によって差し戻し審事由が成立するかどうかを確定することに対して、直接裁定することができる。

23.知的財産案件の執行力を拡大し、裁判権益の適時実現を保障し、司法保護権を樹立する。知的財産案件の強制執行機能を健全にし、執行作業との連動威嚇機能を十分に用い、上級執行、指定執行、委託執行などの措置を万全にし、知的財産の適切な執行を保障し、訴訟前臨時措置裁定の適時執行を強化する。被執行人が権利侵害停止において発行した裁判内容を履行せず引き続きその侵害行為を行うことに対して、権利人が法律に照らしてその民事責任を追及することを支持ほかに、判決の執行拒否、罪の裁定とその刑事責任の追及において公安、検察機関と積極的に協力する。

24.法に照らして知的財産に関わる司法保護を進め、対外開放を保障し、国際経済貿易での提携を促進する。本国の利益と他国の利益関係、対外関係と具体的な案件審理の関係、本国当事者と外国人当事者の利益関係を正しく処理し、法に照らして公正な審判と平等保護原則を一貫して堅持し、我が国の司法の良好な国際イメージを保護し向上させ、経済発展の外部環境を最適化する。国内、国際両大局を全体的に計画し、貿易と関連する重大な知的財産紛争を適切に処理し、関連する国際公約及び国際慣例を守ることを保障し、かつ国家利益と経済の安定を一貫して守る。個別事例の知的財産作業のウイークポイントと管理不備に注意し、司法意見と裁判説明などによって、行政管理に改善提言、業界と産業に事前警告を行い、企業の知的財産紛争に対応する能力を高め、知的財産の司法保護効果を高める。

四、知的財産の審判体制と作業機能を完全なものにし、審判組織配置を最適化する。

25.知的財産の特徴に符合した審判組織モデルを積極的に探求する。「綱要」の要求によって、知的財産の民事、行政、刑事案件を統一的に受理する専門の知的財産法廷の設置を検討し、特許や商標などの知的財産の授権、使用権確認案件の審理分担をできるだけ早く統一し、知的財産の審判組織配置を最適化し、知的財産司法の統一的な高効率を実現する。ここ数年来の一部地方法院が試験的に進める、一つの法廷による知的財産の民事、行政、刑事案件の統一受理、合議法廷の拡大または知的財産の民事裁判官の参与と知的財産の刑事、行政事件審判の探求作業の採用を真剣に総括し、深く調査、研究し、試験的、探求作業において発生した問題を真剣に解決し、調和と作業指導の統一を強化し、穏当に更に推進する。

26.知的財産の上訴法院の設立を検討する。「綱要」の要求に照らして、関係部門との交流、調和、協力を強化し、知的財産案件での上訴機能を完全なものにするという要求に基づき、知的財産の上訴法院設立の実現可能性と必要性を深く研究し、関連する改革の道筋とモデルを積極的に探求し、知的財産の使用権確認プロセスと権利侵害訴訟プロセスの有効的な組み合わせの実現に努め、司法救済プロセスを簡素化し、裁判効率を高め、司法統一を保証する。

27.特許と商標の使用権確認、授権プロセスの改革を推進する。国家の関係部門と積極的に協力し、救済プロセスの簡素化を目標として、特許の無効審理と商標審議機関の準司法機関への転換問題を研究し、関連法律規定の改訂を積極的に推進する。

28.知的財産の多元的紛争の解決機能を健全化する。「調停優先、調停または裁判による結審」原則と「権利確定、調停完了」の要求を堅持し、知的財産案件の調停力を拡大し、事件審理の全過程で調停を貫く。訴訟前臨時措置案件と刑事自訴案件中の調停及び知的財産行政案件での調停を高く重視し、審判作業と民事調停、行政調停、仲裁などの紛争解決手段のかみ合わせを強化し、調停と仲裁機構及び知的財産援助センターなどを積極的にサポートし、知的財産紛争処理の効果を発揮、業界協会、専門部門、専門家などの交流協議、参与、調停の効果の発揮に注意を払い、調停協力の事件範囲を拡大し、訴訟調停率の向上、和解・訴訟取り下げ率の向上に努める。

29.知的財産司法保護の宣伝を強化する。各種形式によって知的財産司法保護を全力で宣伝し、社会全体の知的財産意識を向上させ、知的財産文化の構築を推進する。人民法院のプレスブリーフィング制度と結合し、知的財産の審判における重要なニーズと典型的事例を適時発表し、4月26日の世界知的財産権日の司法保護宣伝を常態化するよう努める。審判の公開と透明性の原則を堅持し、関連規定と要求に厳格に基づき、発効した知的財産の裁判文書を直ちにインターネット上で公開する。影響のある事例を定期的を選び、全国人民代表大会代表、中国人民政治協商会議全国委員会委員、専門学者、業界協会、関連部門の代表、外国政府と国際組織の駐中機構の代表などの代表的人物や社会公衆などの傍聴法廷を招聘し、司法公開を推進し、大衆による監督を受け入れ、社会的影響を拡大する。

30.知的財産での対外司法交流提携を拡大する。知的財産司法保護の対外情報交流機構を構築、完全なものにし、国際的な知的財産交流と提携に積極的に参与し、交流を深め、宣伝力を拡大し、

世界各国の我が国の知的財産司法保護制度及び保護状況に対する全面的、客観的な理解を深める。我が国の国情と発展需要に基づき知的財産の司法保護を推進し、かつ的確に外国の有益な司法経験を参考にする。

五、知的財産の司法解釈を強化し、知的財産の訴訟制度を完全なものにする。

31.知的財産の司法解釈を適時に定める。「綱要」の要求に照らして、司法解釈の的確性と適時性を拡大し、実際の審判に存在する一般的、特徴的な法律適用問題に対し、司法解釈を適時に定め、司法原則と政策を明確にし、司法基準を統一し、自由裁量権の行使を規範化、細分化し、知的財産の訴訟制度を完全なものにする。司法解釈の科学性と実効性を強化し、調査、研究を深め、各方面の意見を広く求め、学術団体、研究機構、中介組織の参与効果を発揮し、知的財産司法保護制度に共同で知的サポートを提供する。近日中に馳名商標司法保護に関する司法解釈を公表し、特許侵害の判断基準と独占禁止民事訴訟プロセスの司法解釈をできるだけ早く打ち出す。

32.健全な知的財産関連訴訟制度を制定する。「綱要」の要求に照らして、関連部門と協力し、知的財産案件の専門性が強いなどの特徴について、司法鑑定、専門家証人、技術承認などの訴訟制度を設立し完全なものにし、条件を備えた法廷は、特許などの技術的事件の審判で技術調査の有効的手段と具体的方法を積極的に探る。知的財産の訴訟前臨時措置制度を完全なものにし、適時に関連司法解釈の草案作業を行う。関係部門と協力し、知的財産代理人の訴訟取扱の資質問題を明確にし、関連部門は関連弁護士代理制度の設立についての研究を推進する。

33.知的財産案件の管轄制度を調整し、完全なものにする。法院審理と当事者訴訟に便宜を図り、かつ知的財産審判の新しい需要の原則に対し、科学技術革新と経済社会発展を十分に満たし、知的財産審判の管轄体制を全体的に計画する。特許、植物新品種、集積回路の回路配置案件の指定管轄制度を引き続き堅持し、新たな特許案件の管轄権の中級人民法院での案件数を厳格にコントロールする。独占案件と馳名商標認定などに及ぶ特殊な知的財産案件の管轄権を適度に集中させる。著作権、商標、反不正競争、知的財産契約などの一般的な知的財産案件の基層法院での受理件数を適度に増やす。上級法院の法に基づいた指定により、一般的な知的財産案件管轄権を持つ基層法院は、同一上級法院管轄内の一般的な知的財産案件について地区または管轄を越えることができる。

六、知的財産の審判組織建設を強化し、知的財産の司法保護能力を高める

34.知的財産の審判機構を更に健全にする。各級人民法院は責任を負う知的財産の審判職責と任務における客観的需要に基づき、現在に立脚しつつ長期に着眼する原則精神に基づき、知的財産の審判法廷の機構設置、人員編成、内部組織配置を強化する。中級以上の法院と、案件管轄権を持つ基層法院は、普遍的に知的財産の審判法廷を設置し、目下独立法廷を持たない中級人民法院も知的財産案件の審理を専門に行う合議法廷を設立、指定しなければならない。

35.知的財産の裁判組織を全力で強化し、適切で有効的措置を取り、知的財産裁判官組織を調整、強化し、知的財産裁判官組織の質を高め、審判能力と執行能力を強化する。法律に精通し、外国語の基礎があり、理工系の専門知識と一定の審判経験のある人員から選抜して知的財産裁判官を育成し、増加する案件と専門的な審判力が相対的に不足するという矛盾を効果的に和らげる。知的財産の裁判管組織の基本的な安定を維持し、知的財産裁判官の専門機構を完全なものにし、専門性と技術性が高い知的財産案件に対して、できるだけ相対し固定した合議法廷と専門裁判官によって審理を担当し、社会認知度の高い専門型、専門家型の知的財産裁判官を育成する。知的財産審判と知的財産裁判官育成の規律を十分に考慮し、作業量、審査業務などの面で、科学的合理的な業績評価基準を採用する。特許最新委員会などの知的財産専門の人員と業務の交流を積極的に進める。知的財産の審判技能と専門知識の養成を強化し、最高人民法院と各高級人民法院は長期的な養成計画を制定し、適時に養成に関するガイドラインを更新し、養成の時間と質を保証し、中、基層法院と中西部地域の法院の知的財産裁判官の養成を重点的に強化する。

36.知的財産裁判官組織の政治思想と清廉政治の建設を高く重視する。知的財産裁判官の政治規律と作業責任を強化し、社会主義における法治理念の教育を更に強化し、裁判官全体に「三つの至上」の指導思想をしっかりと樹立させ、人民のために、清廉に、実務に励むという重要思想を確実に行う。腐敗に反対しクリーンな政治を提唱する制度と要求を厳格に実施し、反腐敗における「五つの厳禁」の規定を真剣に実施し、各裁判官は絶えず警戒心を保ち、各級指導者は適切に責任を負い、キーポイントでの監督、検査を強化し、司法行為を規範し、規則違反行為を厳しく処罰し、知的財産司法の公正と清廉潔白を確実に保証する。知的財産の司法保護作業における良い経験、良い方法、良い人物、良い業績、設立した人民法院と知的財産裁判官の良好なイメージを積極的に発掘し全力をあげて宣伝する。